

お支払いの対象となる資産の所有の確認方法について

1. 土地を所有されている場合

立木を所有されていることは、立木が存在する山林の土地を所有されていることにより確認させていただきます。ご請求者さまが山林の土地を所有されていることは、不動産登記情報により確認させていただきます。

固定資産課税明細書と不動産登記情報の「所在」と「地積」を合致させたうえで、不動産登記情報の「所有者」とご請求者さまが一致することにより、立木の所有を確認させていただきます。なお、「名義」の一致を確認できない場合は追加で必要書類をご提出いただき、所有の確認をさせていただきます。一致しない理由が相続手続きがお済みでないことによる場合は、下記(補足)をご確認のうえ、ご請求ください。

2. 立木のみを所有されている場合

立木のみをご請求いただいた場合、分収林契約書等の確認書類に記載されている立木の所有者さまとご請求者さまが一致することを確認させていただきます。

なお、確認書類に記載されている立木の所有者さまとご請求者さまが一致せず、その理由が相続手続きがお済みでないことによる場合は、下記(補足)をご確認のうえ、ご請求ください。

3. 総有の場合

山林の土地および立木が総有されている場合、以下のすべてを満たしていることが確認できたご請求者さまに対して、当該山林の土地および立木の代表者として賠償させていただきます。

ご請求者さまが土地および立木を総有する団体の代表者であり、「団体を代表して賠償金を受け取ること、賠償金を団体内で適切に管理すること等」を確認書によりお約束いただけること

ご請求者さまの住民票が当社事故発生時点に当該土地および立木が所在している行政区(同じ大字内)にあること

当該土地および立木が所在する行政区(同じ大字内)に住民票があり、当該団体に所属する他の2名さま(住民票が別々となっている)から確認書をご提出いただけること

(補足) 相続手続きがお済みでない場合について

ご請求者さまのお名前と所有されている山林の土地の不動産登記情報における所有者名義が一致せず、その理由が相続手続きがお済みでないことによる場合は、以下をご確認いただき、必要書類をご提出ください。

1. 土地を所有されている場合

原則として、遺産分割協議書や相続人さま全員の同意書により確認させていただきますが、相続人さま全員の同意をいただくことが困難なご請求者さまにつきましては、以下 ~ による方法もご用意しております。

. 分収林契約書または補助金申請書による方法

以下のいずれにも該当し、「ご請求者さまが当該山林の土地の所有者であり他に権利を主張される方がいないこと」をお約束いただける場合、当該山林の土地に存在する立木を相続により取得されたものとして、賠償させていただきます。

ご請求者さまが当該山林の土地の固定資産税納税義務者となっていること
ご請求者さまが当社事故発生時点で当該山林の土地の所有者であることを分収林契約書または造林・育林の補助金申請書で確認できること

. 二親等以内の同意を得る方法

以下のすべてに該当し、「ご請求者さまが当該山林の土地の所有者であり他に権利を主張される方がいないこと」をお約束いただける場合、ご請求者さまのお申し出に基づき、当該山林の土地に存在する立木を相続により取得されたものとして、賠償させていただきます。

ご請求者さまが当該山林の土地の固定資産税納税義務者となっていること
ご請求者さまから二親等以内の相続人さま全員が同意していること
ご請求いただいてから（当社へご請求書が到着してから）3ヶ月間、他の相続人さまからのご請求がないこと

. 法定相続分による方法

ご請求者さまに戸籍謄本により相続人さま全員を確定していただき、法定相続分に応じて賠償させていただきます。なお、一部の相続人さまから同意をいただける場合には、当該相続人さまの法定相続分もあわせて賠償させていただきます。

. 公正証書による方法

ご事情により他の相続人さまからの同意書をご提出いただけないご請求者さまについては、公正証書でのお約束（精算に応じていただけない場合の法的措置に関する同意を含みます）による方法もございます。

2. 立木のみを所有されている場合

原則として、遺産分割協議書や相続人さま全員の同意書により確認させていただきます。また、国あるいは地方公共団体など公的機関と締結している分収林契約書をお送りいただいた場合で、当該公的機関が定める分収林契約に係る相続手続きにおいてご提出された書類の写しをお送りいただく方法もございます。なお、これらの方法によるご請求が困難なご請求者さまにつきましては、以下 ~ による方法もご用意しております。

. 補助金申請書による方法

以下のいずれにも該当し、「ご請求者さまが当該立木の所有者であり他に権利を主張される方がいないこと」をお約束いただける場合、当該立木を相続により取得されたものとして、賠償させていただきます。

被相続人が所有者として記載されている分収林契約書等をご請求者さまが所持しており、ご提出いただけること

ご請求者さまが当該立木の所有者であることを造林・育林の補助金申請書で確認できること

. 二親等以内の同意を得る方法

以下のすべてに該当し、「ご請求者さまが当該立木の所有者であり他に権利を主張される方がいないこと」をお約束いただける場合、当該立木を相続により取得されたものとして、賠償させていただきます。

被相続人が所有者として記載されている分収林契約書等をご請求者さまが所持しており、ご提出いただけること

ご請求者さまから二親等以内の相続人さま全員が同意していること

ご請求いただいてから（当社へご請求書が到着してから）3ヶ月間、他の相続人さまからのご請求がないこと

. 法定相続分による方法

ご請求者さまに、戸籍謄本により相続人さま全員を確定していただき、法定相続分に応じて賠償させていただきます。なお、一部の相続人さまから同意をいただける場合には、当該相続人さまの法定相続分もあわせて賠償させていただきます。

. 公正証書による方法

ご事情により他の相続人さまからの同意書をご提出いただけないご請求者さまについては、公正証書でのお約束（精算に応じていただけない場合の法的措置に関する同意を含みます）による方法もございます。

以 上